

水害に備えよう!

~もしもの時に、あなたは動けますか?

「大型台風が来る!!」「ゲリラ豪雨だ!」そんなとき考えている余裕はありません。安全、安心な行動には、日頃からの備えが大切です。「マイ・タイムライン」は、台風・長引く大雨・急な豪雨から皆さんの命を守るツールです。



オナガカモ先生
※善福寺川に生息。

今年も大雨が降るカモしれんぞ! 台風が来るカモしれんぞ!

何を備えておけばいいのかわからない...
避難ってどうすればいいの?

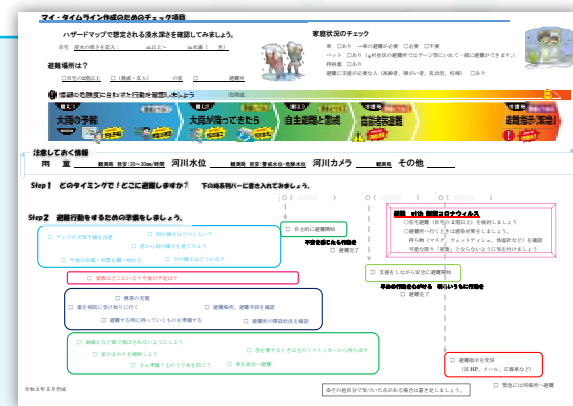


いざ! というときに慌てないために、あらかじめ行動を決めておくことが大切じゃ!
そのために、「マイ・タイムライン」を活用するのじゃ!

●マイ・タイムラインとは

自分(わが家)オリジナルの避難行動計画のことです。大雨前後の行動が時系列に沿って例示されています。シートの内容に沿って確認し、自分独自の行動を追加することで、自らの避難行動計画をあらかじめ立てることができます。

- ☑ ハザードマップで想定される自宅の浸水の深さや避難所を把握しましょう
- ☑ 事前準備の例示項目を参考に、自分の行動を整理しましょう
- ☑ 避難行動の目安を把握しましょう



マイ・タイムラインシートの
入手はこちら
区ホームページより



水害時の行動のヒントが書かれているね!
でも、自分だけで作るのには自信がないな...

それなら下記の「水害出前講座」がおすすめじゃ!
区の職員とグループの仲間と一緒に考えてみるとよいぞ!



水害出前講座

水害に備えるため、区の職員が出張して水害対策に関する話をします。行動計画は一人一人違います。グループで話し合いながらオリジナルの避難行動計画「マイ・タイムライン」を作ってみましょう。他の方の意見を聞くことで自分では気付かなかった「なるほど!!」があります。町会や地域のグループなどで申し込みください。

過去の水害出前講座の例

- ゆうゆう館で開催
- 町会の勉強会として開催
- ケアマネジャー協議会の研修として開催
- 小学校の特別授業として開催

申し込み方法

☎電話または直接、土木計画課 ☎グループのおおよその人数、場所、日程、内容などは都度調整



▶ご存じですか? 水害時の情報の入手方法

災害が発生したとき迅速に対応できるかどうかは、事前の情報収集や準備に懸かっています。

📱 杉並区防災アプリ すぎナビ

避難所開設情報や避難経路など、災害時に有用な情報の入手、被害状況の投稿・報告ができます(右2次元コードからダウンロード)。
土木管理課



iOS版 Android版

📻 防災行政無線・河川水位警報機

区に大雨・洪水警報等が発表された場合、防災行政無線の屋外放送塔からお知らせします。また、河川があふれそうな場合には、河川水位警報機からサイレンと音声でお知らせします。
園防災課、土木計画課



✉ 防災・防犯情報メール配信サービス

区の気象情報、防災行政無線の放送内容や防犯に関する情報を配信します。

登録方法

✉t.sss@sgnm.lisaplus.jpへ空メールを送信してください。メールが返信されるので、URLをクリックし、希望する情報を選択して登録ボタンをクリックしてください。
右上2次元コードを読み込むとメール送信画面が起動します。
※詳細は、区ホームページをご覧ください。
園防災課



☎ 災害気象情報電話通報サービス

Eメールの利用が困難な方や視覚に障害のある方を対象に、電話で災害気象情報や防災行政無線からの放送内容をお知らせします。

登録方法 電話で、防災課
園同課



📍 土砂災害警戒区域の方はご注意ください

大雨の際は、土砂災害警戒情報などの気象情報にご注意ください。区内の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の所在地などの詳細は、区ホームページ(右下2次元コード)または東京都建設局ホームページからご覧いただけます。
園防災課



プラス1 “河川の今”をすぐに確認できるようになります

区では今年度、河川カメラをリアルタイムで見れるように準備をしています。8月以降にYouTubeライブで配信を開始する予定です。行動を起こす際の判断材料としてください。

土木計画課



▶活用してください! 区が行っている助成制度

雨水の浸入を防ぎます

防水板設置工事助成

地下出入り口等に設置し浸水被害を防止します。

- 対象建物 個人が使用する建物
- 助成施設 建物の出入り口などに設置する浸水に耐える素材で、取り外しが可能な防水板
- 助成額 工事費の2分の1で、一つの建物につき50万円を限度
園土木計画課



▲設置例

Ecoだけじゃない 水害対策や災害時にも役立つ

雨水タンク設置助成

屋根に降った雨水をためられるようにするタンクの設置を助成します。日用的な雑用水(草木の水やり、打ち水など)にも利用できます。

- 対象 区内在住の方、区内事業者など
- 助成額 本体価格(税抜)の2分の1で、2万円を限度
園環境課



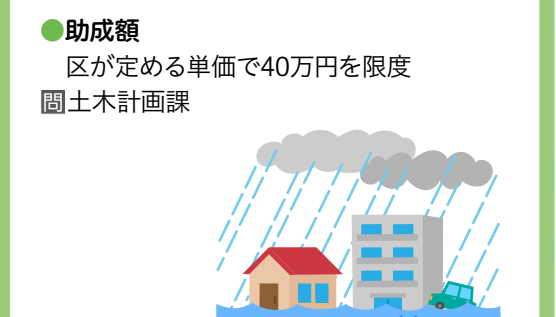
▲設置例

建築時にも予防対策 雨水を地面に浸み込ませます

雨水浸透施設設置助成

●対象建物 敷地面積1000㎡未満で個人が所有する住宅など

- 対象 建築主または建物所有者
- 助成施設 屋根に降った雨水を処理する「浸透ます」「浸透トレンチ」で、区指定のもの
- 助成額 区が定める単価で40万円を限度
園土木計画課



「2021杉並区プレミアム付商品券」の 取扱店舗を募集します

発行総額 13億円
プレミアム率 30%



集客・売上UPを
応援します

登録料・手数料
無料

デジタル商品券
決済・換金が簡単
特別な機材・操作は不要

紙商品券
デジタルになじみのない
お客様にも対応

区民生活を応援するとともに、コロナ禍の影響を受けている区内商店等を幅広く支えるため、「2021杉並区プレミアム付商品券」を販売します。これに先立ち、商品券の取扱店舗を募集します。

—— 問い合わせは、2021杉並区プレミアム付商品券コールセンター ☎4500-2720へ。

対象店舗 区内で小売業・飲食業・サービス業などの事業を営む店舗・事業所（店舗面積が500㎡以上の大型店舗を除く）。

取扱店舗の周知 取扱店舗は次の方法で、購入者に周知します。

●**取扱店舗一覧表** 紙商品券購入者に対して、取扱店舗情報を掲載したパンフレットを配布

●**特設サイト** 「2021杉並区プレミアム付商品券」特設サイトに取扱店舗情報を掲載

募集期間 取扱店舗一覧表への掲載=6月30日まで▶特設サイトへの掲載=7月1日以降も随時募集

申し込み 特設サイト（右2次元コード）から申し込み。または、「取扱店舗登録申請書」（同サイトから取り出せます）を郵送またはFAXで、2021杉並区プレミアム付商品券運営事務局（〒102-0074千代田区九段南2-3-14靖国九段南ビル7階 ☎048-861-5130）



説明会の開催 店舗を対象とした説明会を開催します。新しく導入するデジタル商品券の内容を中心に商品券の利用方法や換金方法などを説明します（事前申し込み不要）。また、オンライン配信も行います。詳細は、特設サイトでお知らせします。

日 時	場 所
6月9日(水)午後2時～3時	産業振興センター (上荻1-2-1Daiwa荻窪タワー2階)
6月15日(火)午後6時45分～7時45分	永福和泉地域区民センター (和泉3-8-18)
6月17日(木)午後6時45分～7時45分	第3・4委員会室 (区役所中棟5階)
6月21日(月)午後2時～3時・ 6時45分～7時45分	井草地域区民センター (下井草5-7-22)

「2021杉並区プレミアム付商品券」の概要

	デジタル商品券	紙商品券
販売価格	1セット5000円 (額面6500円分)	
発行総額 (プレミアム分)	9億7500万円 (2億2500万円)	3億2500万円 (7500万円)
販売方法	事前申込抽選制 (どなたでも申し込み可)	
券種	2次元コード決済 (1円単位から利用可能)	500円券13枚つづり (額面に満たない利用については釣銭なし)
発行数	15万セット	5万セット
利用期間	7月30日(金)～10月31日(日)	
購入申込方法	後日、特設サイトや「広報すぎなみ」6月15日号などでお知らせします。	

6月30日まで お急ぎください

現況届の提出をお忘れなく

児童手当

☎子ども家庭部管理課子ども医療・手当係

児童育成手当

☎子ども家庭部管理課子ども医療・手当係

児童育成(障害)手当

☎障害者施策課障害者手当・医療係

児童手当・児童育成手当・児童育成(障害)手当を受給している方へ、現況届用紙を郵送しました(※)。引き続き受給を希望する方は、前年の所得や現在の家庭状況等を記載の上、6月30日(必着)までに届け出る必要があります。この届け出に基づいて、あらためて手当受給要件の可否を審査します。届け出がない場合は、6月分以降の手当を支給することができません。

※3月16日以降、児童手当を申請された方には、認定後に順次現況届を郵送します。提出期限については、同封のリーフレットで確認してください。

各制度とも所得制限があります。詳細は、各係までお問い合わせください。

[注] 児童手当について、今年度より、審査の結果、前年度からの支給区分に変更があった方へのみ、お知らせ(通知書)を郵送します。



働き方改革等相談窓口 を設置しています



厚生労働省東京労働局が事業者向けに、社会保険労務士に無料で相談ができる窓口をウェルファーム杉並内(天沼3-19-16)に設置しています。相談をご希望の方は電話でご予約ください。

相談内容例

- 同一労働同一賃金への対応、テレワークや在宅勤務に伴う就業規則の見直し
- 「雇用調整助成金」をはじめとする各種助成金の活用について ほか

☎窓口営業時間 ▶ 月・水・金曜日午前9時～午後5時(正午～午後1時、祝日を除く)
☎東京働き方改革推進支援センター ☎0120-232-865 (月～金曜日午前9時～午後5時)

広告

お見合い結婚しませんか

お世話してお陰様で28年目になりました
日高 晶元 ひだかあきもと がサポートします

全国仲人連合会 ☎03-5386-3161
新宿区高田馬場4-1-6-401 木曜休



※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

新しい基本構想答申案の説明会を開催します



▲区ホームページ

現在、公募区民や区内団体、学識経験者、区議会議員で構成する基本構想審議会で、4年度を始期とする新基本構想の策定に向けた検討を進めています。新基本構想の答申案について「杉並区基本構想審議会委員による説明会」、「オープンハウス形式による地域説明会」を開催しますので、ぜひご参加ください。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。

なお、答申案については6月15日号で詳しくお知らせします。



—— 問い合わせは、企画課へ。

《杉並区基本構想審議会委員による説明会》

審議会委員が答申案の概要を説明します(各回とも同内容)。その後、参加者との意見交換を行います。

日程	会場	時間
① 6月20日(日)	区役所第4会議室 (中棟6階)	午後4時～6時
② 6月22日(火)	区役所第3・4委員会室 (中棟5階)	午後6時～8時

※説明会の模様は、後日区ホームページで動画配信予定です。

☎各50名(抽選) ☎電話・ファクス・Eメール(12面記入例)で、託児・手話通訳を希望する場合はその旨も書いて、①は6月11日正午まで②は6月15日正午までに企画課(☎3312-9912✉kikaku-k@city.suginami.lg.jp) ☎要約筆記あり

《オープンハウス形式による地域説明会》

答申案の概要を示したパネルを展示し、開催時間中、自由にご覧いただけます。ご質問、ご意見も伺います。直接会場にお越しください。

日程	会場
6月23日(水)	井草地域区民センター(下井草5-7-22)
6月24日(木)	西荻地域区民センター(桃井4-3-2)
6月25日(金)	荻窪地域区民センター(荻窪2-34-20)
6月28日(月)	旧杉並第四小学校(高円寺北2-14-13)
6月29日(火)	高井戸地域区民センター(高井戸東3-7-5)
6月30日(水)	永福和泉地域区民センター(和泉3-8-18)

※実施時間は、いずれも午後5時～8時。

国民健康保険加入の皆さんへ

「すぎこく健康チャレンジ」参加者募集

参加費無料

すぎこく健康チャレンジは、楽しく歩いて健康になることを目的とした事業です。新規の方ももちろん、継続参加の方も大歓迎です。



—— 問い合わせは、国保年金課医療費適正化担当・管理係へ。

ポイントたまる!

毎日の歩数や健診の受診でポイントがたまります。



商品券ゲット!

一定のポイントをためた方全員に、区内共通商品券を差し上げます。



対象者

杉並区国民健康保険加入の30～74歳の方

参加方法

- ①活動量計(※)での参加
- ②スマートフォンでの参加

※歩行だけでなく、家事や仕事などさまざまな活動から1日の総消費カロリーを計測できる機器です。新規で参加の方には、区から郵送します。

取り組み期間

9月1日(水)～12月31日(金)

☎①700名②300名(いずれも申込順) ☎からだカルテ☎<https://www.karadakarute.jp/suginami>(右下2次元コード)から申し込み(①で参加希望の方は、申込書(区役所、区内図書館等で配布)を、すぎこく健康チャレンジ事業運営事務局(〒112-0004文京区後楽1-4-14後楽森ビル8階タニタヘルスリンク内)へ郵送でも申し込み可) ▶申し込み期限=7月15日(消印有効)



新型コロナウイルス感染症に関連した各保険料の減免等について

- 国民健康保険料 ☎国保年金課国保資格係☎5307-0641
- 後期高齢者医療保険料 ☎国保年金課高齢者医療係☎5307-0329
- 介護保険料 ☎介護保険課資格保険料係☎5307-0654

新型コロナウイルス感染症の影響による事業の休廃止、失業等で、3年中の収入が一定以上減少することが見込まれる場合に、各保険料が減免となる制度があります。

各保険料の減免

- ◆減免対象世帯の要件
- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(※)が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(※)の3年中の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下、事業収入等)の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯
 - ・事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が2年中の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ・2年中の合計所得金額が1000万円以下であること(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料のみ)
 - ・減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の2年中の所得の合計額が400万円以下であること
- ※主たる生計維持者とは、世帯収入の中心となる方です。世帯主ではない場合、減免申請書を提出してください。ただし、後期高齢者医療保険料については、主たる生計維持者が後期高齢者医療制度に加入していない場合は、減免の対象外です。
- 減免対象となる各保険料
 - 3年度の各保険料であって、3年4月1日～4年3月31日に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)があるもの
- 申請方法等について
 - 区ホームページでお知らせするほか、各通知書の同封物でも案内

各保険料の納付相談

事業の休廃止などの理由で、各保険料を納期限までに納められないときは、一定の期間、分割で納めることが認められる場合があります。新型コロナウイルス感染症に関連して納付が困難となった場合にも認められることがありますので、ご相談ください。